東京　明治十六年十一月十二日　月曜日　第五百十號　日曜日休刊　定價金三錢

公報

○太政官布告第三十六號

明治十四年(二月)第十四號布告地租徴收期限第四期左ノ通改正ス

四期　翌年二月一日ヨリ　同三月三十一日限　同五分

右奉　勅旨布告候事

明治十六年十一月十日　太政大臣三條實美　大藏卿松方正義

○太政官布告第三十七號

陸海軍法衙ニ於テ罰金科料ニ處スル時ハ直ニ輕禁錮拘留ニ換フルコトヲ得

右奉　勅旨布告候事

明治十六年十一月十日　太政大臣三條實美　陸軍卿大山巌　海軍卿川村純義

○太政官布告第三十八號

樺戸空知兩集治監ノ囚人(假出獄免幽閉ノ者トモ)罪ヲ犯シ重罪ニ該ル者ハ當分ノ内札幌始審裁判所ニ於テ明治十五年(六月)第三十號布告ニ準シ處分スヘシ

右奉　勅旨布告候事

明治十六年十一月十日　太政大臣三條實美　司法卿大木喬任

○太政官達第五十號

明治八年(七月)第百三十二號達公用土地買上規則第十一則左ノ通改正候條此旨相達候事

但府縣廳ハ此旨管下ヘ布達可致事

明治十六年十一月十日　太政大臣三條實美

第十一則　土地買上ノ際事業ノ急施ヲ要スルトキハ特ニ其旨ヲ所有者ニ達シ三十日以上ノ期日ヲ定メ代價ヲ申出シムヘシ其期日迄ニ代價ヲ申出サルカ又ハ代價ニ付雙方見込相協ハサルトキハ更ニ建物アル地ハ三十日以上建物ナキ地ハ十日以上ノ期日ヲ定メ其期日迄ニ之ヲ引渡スヘキ旨ヲ達スヘシ但各其期日内ニ雙方共現在ノ實況及ヒ其見込ノ代價ヲ評記シ評價人ノ意見書ヲ添ヘ地方官ノ認印ヲ受置クヘシ

○大藏省告示第百十八號

金祿公債證書抽籤執行ニ付五十圓以下ノ證書五百圓證書ト交換願出ノ儀停止ノ旨本年告第三十五號ヲ以テ及告示置候處今般抽籤執行相濟候ニ付解停候條十三年五月當省甲第七十一號布達ノ通相心得交換可願出此旨告示候事

明治十六年十一月十日　大藏卿松方正義

叙任

○明治十六年十一月九日

任太政官權少書記官　山縣伊三郎

任太政官權少書記官　牧野伸顕

任東京師範學校教諭　櫻井房記

時事新報

廣告の事に付商人某氏よりの來狀

貴社高閣十月十六日社說欄内に商人ゐ告くる文と題し貨殖の秘訣を示されたり私謹て拜見致候に商賈い利を博し富を得るの目的ゐして其目的を達せんとするにと先づ自家の商賈と繁榮あらしむさる可らず、商賈を繁榮あらしむるの要い正直廉價を專一として其旨を廣く人に知らしむるに在り、廣く人に知しむるには種々の方樂多しと雖とも新聞紙の廣告ゐ過くる者はゐらす而して新聞紙の廣告は費用甚た多からすして其効用は極先て廣大ゐる旨を繼述せられたり以上の事は私共の商賈上實地の經驗ゐても相違之れ無く且り又其廣告の時期書き方及ひ費用の省略方まで最と懇切ゐ指示せられたるは一々感服私共商人輩の考へ及はさる所にして大ゐ益明致候ゐと少々ゐす右の如く廣告の商賈上ゐ要用ゐるゐとを貴社新紙上ゐ掲けて世に公ゐせられたるい固より我ゝ田ゐ水の自利說よい非らす實に商賈社會ゐ公益を興ふる貨殖の秘訣を授くるゐ吝ゐらさる公平無私の主義にして貴社の寛大ゐる度量ゐそ推し測られて餘ゐる近代の一美舉とも申す可ひゝ私と衆商人の爲めゐ貴社に謝し併せて私の意見をも左ゐ少々申し述へ度奉存候

貴社の說にて新聞紙上に廣告をゐすとの要用は說き尽して餘なしとも申す可けれど私の考ゐていい廣告を爲すと同樣に又新聞紙を讀て廣く他人の廣告を閲覽し商賈社會の全体ゐも通曉して自家ゐ廣告し又廣告せんとする物品の精疎、價直の高低等をも能く能く他と比較致し候ゐと最も緊用のとと存候譬へバ書林ゐて新に一部の書籍を出版し其書名定價及び其書の効用をも廣告したりとせんに若も平生他の廣告を閲覽致し居を申さゝると死は自身の出版より前以て同樣れ書籍と出版セる者ゐりて早く既ゐ世間ゐ廣告し賣捌の道も大半塞ぐりたる後ゐるやも知る可らゝ又或は同種類の書籍ゐて同時の出版ゐるも他人の定價い自家の定價より若干の廉價ゐれバ人情廉を好む、我れゐ來らすして彼れに至るとも死らゝ斯る場合に於て獨り自から廣告したりとて日を數へ指を屈して買客の蝟集せんと思ひの外一月二月を經ても店頭片履の至るゐくして廣告甚ゐ無用ゐり可惜數圓の金を擲棄したりとて思案の最中、他の廣告者い廣告ゐ因て金儲けの最中ゐてゐりしとの奇談も死らん此等い自ゝらゝ廣告を爲ざるの罪ゐ死らゝす他の廣告を讀まさるの罪とも申す可きか其外直下の廣告賣出しの廣告等に就ても其品柄定價及び賣出しの場所柄をも詳細ゐ承知致し居らゝす候ていい自身の商業上ゐ直接又は間接ゐ利害の影響する所頗ふる多かる可しと相考へ申候之れ則ち私共の廣告を見るい廣告をゐすと同樣ゐ甚ゐ緊用なることゝ存候譯に御座候

私共或る西洋人ゐ承り候ゐい彼の國にていい總ての商賈及び世間一切の事柄苟も大勢を相手にする事件い悉く新聞紙上ゐ廣告して其用を辨し候趣に有之譬へバ會社の開業定價の改正新物の賣出し古物の賣却及び雇人招聘、家屋借受、遺失物捜索等の如き廣告をゐす者ゐり廣告と見る者ゐり雙方共に注意を怠らさる故廣告紙面い恰も雜市場ゐ諸物品と堆積し賣主買主相會したるゐ如く又口入所ゐて家を借らんとする者貸さんとするもの、人を雇はんとする者雇はれんとする者相集まりたる如き有樣にて世務多端、事物混雜の間ゐも餘計の手間を費さす甚た簡便ゐして其用を達し候こと自在ゐりと云ふ然るゐ日本ゐても近代種々樣々の廣告相見へ候へ共多くは書籍、賣藥發賣等の事のみにして未た廣く各種の商賈又は世務に關する事柄を新聞ゐ依頼して世上に告るの便利を知らざる者の如く相見へ申候此等い我國にて社會の事物未た非常に繁多ゐらさるゲ爲ゐ世間ゐ隨分閑人も多くして瑣細の事ゐも自からゝ各地ゐ奔走し多くの時間を費やそを厭はざるに依る者なるべしと雖ども私共商業仲間ゐ於ては何卒早く西洋ゐ行はるゝ如く新聞紙上の廣告ゐて百般の用便相成り候樣偏へゐ希望致候事に御座候

右の如く尤も多く廣告をゐし又能く廣告と見る者は廣く人に知られ又た廣く商賈の景況に通ぜるを以て次第ゐ商賈の繁榮と致し利益を得るい自然の道理ゐ候得共貴說の通り世間ゐ進て廣告と爲して大利を占めんとする者甚ゐ稀ゐるゐと遺憾の事共ゐ候抑も自利主義より申せバ世と擧て皆眠り吾獨り醒め獨り廣告の便利を專用するい同業の爲ゐは氣の毒ゐが らゝ自家れ懷中い至極温ゐる可き譯けゐ似たれども商賈社會の實際ゐ於て決して然らゝも其社會全体の繁昌を致すに非ざれば永遠洪大の利益いゐきものなり即ち私共と天下公共の繁昌ゐ乘じて自利を營まんと欲するものゐれた過日貴社新聞の社說は天下の爲ゐし兼て又私共一個人の爲に利益少ゐからざるものと心得深く謝する所ゐれども今後各商人が續々廣告するゐ付ていい其廣告の方法も亦一種の緊要的にして文字文体圖畫等都て其体裁ゐ就き樣々ゐ注意氣轉と要するゐ固よりの事にして西洋諸國人の苦心工風の先例もゐらん貴社ゐ於て兼て御名案も可有之何卒内々御指南被下度奉願候也

電報

○十月廿九日龍動發　アレキサンドリアに於て虎列刺病再燃し昨日死亡者十二名ゐりたり

○同三十日同所發　墳國外務卿カウント、カルノキーは露國ニ對シ敵意ゐきを公言せり

雜報

○ジョホア侯　同侯は去月十四日香港ゐ到着し其後二週間程も同所ゐ滯在して處々の招待饗應ゐ臨場したりしゲ同月三十日午後英國阿會社の滊船ゐ乘込を新嘉坡ゐ向け出發しさり侯の將に滊船ゐ乘移らんとする際には香港太守、市尹サルヴェント、水師提督メーエル氏及び數多の士官共々に本船まで見送り當港の砲臺より十七發の祝砲を放ちたるよし

○英暹條約　英公使ハーリー、パアクス氏ゲ英暹條約を完結する爲め既に朝鮮へ赴死たる由は本紙上に報道せしゴ同氏い將に發せんとそる前李鴻章の許と訪ひ凡ろ二時間程も談話せしよし

○西郷隆盛　氏い李鴻章と會見し兩國の條約を完結せゴ同氏ゐ英國に赴死たる由は本紙上に報道せしゴ條約は本月十二日ゐ調印せしよし

○大山陸軍卿　ゐ李鴻章と會見し兩國の條約を完結せゴ同氏ゐ英國に赴死たる由は本紙上に報道せしゴ條約は本月十二日ゐ調印せしよし

○寺嶋陸軍卿　ゐ李鴻章と會見し兩國の條約を完結せゴ同氏ゐ英國に赴死たる由は本紙上に報道せしゴ條約は本月十二日ゐ調印せしよし

○トリヤノ侯　ゐ李鴻章と會見し兩國の條約を完結せゴ同氏ゐ英國に赴死たる由は本紙上に報道せしゴ條約は本月十二日ゐ調印せしよし

○ルセ氏　國倫敦の會議院閉ゐて去月廿九日ゐ出立京都に赴死たる由は本紙上に報道せしゴ氏は隨行の使とし氏ゐ隨行の血統ゐ當時同所ゐ滯在し種々の事柄ゐ付き種々樣々ゐ注意氣轉と要するゐ付ていい其廣告の方法も亦一種の緊要的にして文字文体圖畫等都て其体裁ゐ就き